

富士見町在宅介護人材養成研修実施要綱

(令和3年度 生活援助従事者研修 学則)

富士見町在宅介護人材養成研修実施要綱

(令和3年度生活援助従事者研修)

1. 目 的

地域における介護・福祉に関する諸活動を理解し、系統だった介護知識・技術の習得を図り、介護施設職員及び居宅介護支援ボランティア等を養成することを目的とする。

2. 研修の名称及び研修の方法

この研修の名称は、富士見町社会福祉協議会生活援助従事者研修とする。
研修の方法は、「通学制」とする。

3. 実施主体

社会福祉法人 富士見町社会福祉協議会

4. 対 象 者

- (1) 在宅福祉の担い手になろうとする者
- (2) 福祉ボランティアを実施している者、又それらに関心のある者

5. 研修会場

富士見町社会福祉協議会 旧落合小体育

6. 研修期間

令和3年10月1日(金) ～ 令和3年10月29日(金)

7. 研修カリキュラム

長野県生活援助従事者研修カリキュラムとする。

8. 募集人員

定員19名 (定員になりしだい締め切りますが町内在住者が優先となります。)

9. 募集方法及び申込み方法

この研修の募集は、社協だより、告知放送等で行う。

申込書は社会福祉協議会事務局に問い合わせの上、取り寄せ、申し込書を記入し、町社協へ郵送又は持参する。

10. 申込期間

令和3年8月16日(月)～9月24日(金) 厳守

11. 費用

研修参加費 3,300円 但し町外者は、5,500円(共に税込、教材費含)
補講 1科目につき 1,650円(税込)

12. 使用テキスト

中央法規発行 「生活援助従事者研修テキスト」

1 3. 実習施設等実習先

社会福祉法人 富士見町社会福祉協議会 ふれあい訪問介護・清泉荘訪問介護・小規模多機能居宅介護事業所「一本松の家」・24時間定期巡回・旧落合小体育館

1 4. 各科目の講師氏名一覧

別紙「講師一覧」のとおり。

1 5. 本人確認の方法

受講者には研修初日（開講式）に身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を提示してもらい記録を残す。

1 6. 修了評価の取扱い

修了評価は、筆記試験により 30 分程度実施する。なお、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めない。

修了評価は、次の基準のとおり理解度の高い順にA・B・C・Dの4区分で評価し、C以上が評価基準を満たしているものとする。評価基準（100点を満点評価とする）

A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満

上記のほか、「こころとからだのしくみと生活支援技術」及び「実習」の中で、講師及び実習指導者により介護技術を習得したと評価されていること。

1 7. 研修を欠席した者に対する補講の実施方法、補講に係る費用等の取扱い

基本的に補講は行わないものとする。ただし、受講生がやむを得ない事情によってカリキュラムの一部を受講しなかった際には、補講を行う場合がある。補講費用は1科目につき1,650円とする。

1 8. 修了書の交付

指定基準に定める修了評価を満たしたものは修了書及び携帯用修了証書を修了時に交付する。

1 9. 科目免除の取扱い

長野県介護員養成研修指定基準の規定のとおり取り扱う。

受講料の減免措置はなし。

2 0. その他

通信課程の取り扱いはありません。

2 1. 問い合わせ・申込先

〒399-0214 諏訪郡富士見町落合 6203

富士見町社会福祉協議会 地域福祉係

TEL 0266-78-8986 FAX 78-8923

e-mail : fureai-s@fujimi-shakyo.jp